

ハイライト:

- ・インボイス制度に関して解説します
- ・10月以降の雇用保険料率の変更等にご注意を

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
インボイス制度に関して	1
雇用保険料率の変更 及び社会保険料の 年度更新	2

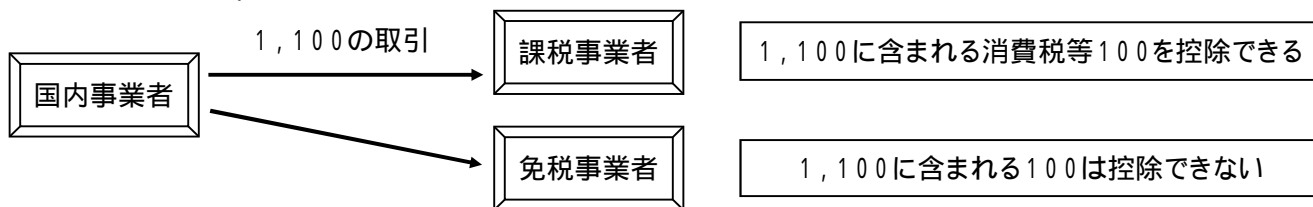
今年のお盆の時期は久しぶりに道路の渋滞ニュースを耳にした気がします。行動制限がない久しぶりの夏休みでしたが、引き続き感染には十分気をつけてお過ごしください。第91号では、適用開始まであと1年程となったインボイス制度の説明を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## インボイス制度に関して

令和5年10月から開始するインボイス制度ですが、制度開始と同時に適用を受けるにはインボイスの申請を令和5年3月末までに行う必要があります。準備期間もそろそろカウントダウン状態となってきました。

そもそも**インボイス制度**とは、インボイス番号を持たない事業者との取引については仕入税額控除が不可となる仕組みであり、課税事業者にとっては、同じ価格で仕入を行うのであれば、インボイスを持った業者と取引を行いたいという動機が生じ、それ故、免税事業者はインボイスの保有 = 課税事業者を選択することとなるため、消費税相当分を納税せずに自分の懐に入れてしまうという益税が生じることがなくなる、といわれています。



### 免税事業者との取引

インボイス制度下では免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除を行うことはできません。ただし、経過措置の期間中は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして下記の通り控除することが認められています。

令和5年10月～令和8年9月	8割
令和8年10月～令和11年9月	5割

なお、この経過措置の適用を受けるためには、現在適用されている区分記載請求書の要件を満たした請求書等の保存が要件となります。

## 仕入明細書のインボイス対応

課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものであれば、仕入明細書等による仕入税額控除が認められます。この確認とは、「送付後一定期間内に連絡がない場合確認済みとします」といった文言を入れたものでも良いとされています。下記に当該書面の例を示します。

支払通知書		年 月 日			
(株)御中	( 月分)				
T123456...			(株)		
送付後一定期間内に連絡が無い場合確認済みとします					
支払金額合計 305,000円					
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	
	1	仕入	789	10%	20,000
	4	仕入	234	10%	10,000
	10	仕入	563	8%	6,000
			...		
合計		仕入額		消費税額等	
8%対象		150,000円		12,000円	
10%対象		130,000円		13,000円	

仕入伝票		
年 月 10日		伝票No. 563
(品名)	(数量)	(税抜金額)
食料品	1	6,000
は軽減税率対象		

例えば、講演を依頼し講師に謝金を支払う場合には、あらかじめ講師のインボイス番号を確認し、支払通知書に記載、作成準備して講師に交付、支払者は保存・帳簿への記帳を行うことにより、仕入税額控除が可能となります。もちろん、講師が免税事業者でインボイス番号を所有していない場合には、経過措置期間経過後は一切仕入税額控除を行うことはできません。インボイス制度適用後は講師のマイナンバーとインボイス番号の両方の確認が必要になると考えられます。



ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 雇用保険料率の変更及び社会保険料の年度更新反映他

令和4年10月から、雇用保険の労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。

労働者分は、3/1000から5/1000へと上がります。

また、社会保険料の年度更新の反映は9月からとなりますので、翌月徴収の法人は、10月支給給与からの変更となります。こちらも標準報酬月額の変更登録が給与ソフトで必要となります。

いずれの設定変更も忘れないように注意して行ってください。

育児介護休業法も令和4年10月からの改正事項があります。

改正内容の詳細は個人編で解説していますが、賞与における社会保険料の免除の対象者の変更など、手続面でも影響を受ける事項が多々ありますのでこちらもご注意ください。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp